



金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期） 変更（案）の概要

金沢市では、本市固有の歴史文化資産の保全・活用を図り、「まち」の魅力を向上するため、平成21年より地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下、歴史まちづくり法という)に基づく「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成30年からは、「金沢市歴史的風致維持向上計画(第2期)」に基づき、歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進しています。

この度、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項や、歴史的風致形成建造物の指定等について、計画内容の一部変更等を行うものです。

【計画構成】

1. 金沢の歴史的風致形成の背景
2. 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 重点区域の位置及び範囲
5. 文化財の保存又は活用に関する事項
6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項（変更）
7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針（変更）
8. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針となるべき事項

※以下、変更となる 6. 7. の変更箇所を掲載しています

★歴史的風致とは、

「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義
(歴史まちづくり法 第一条)

令和5年1月

文化スポーツ局 歴史都市推進課



6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

★ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針を定め、様々な事業を展開します

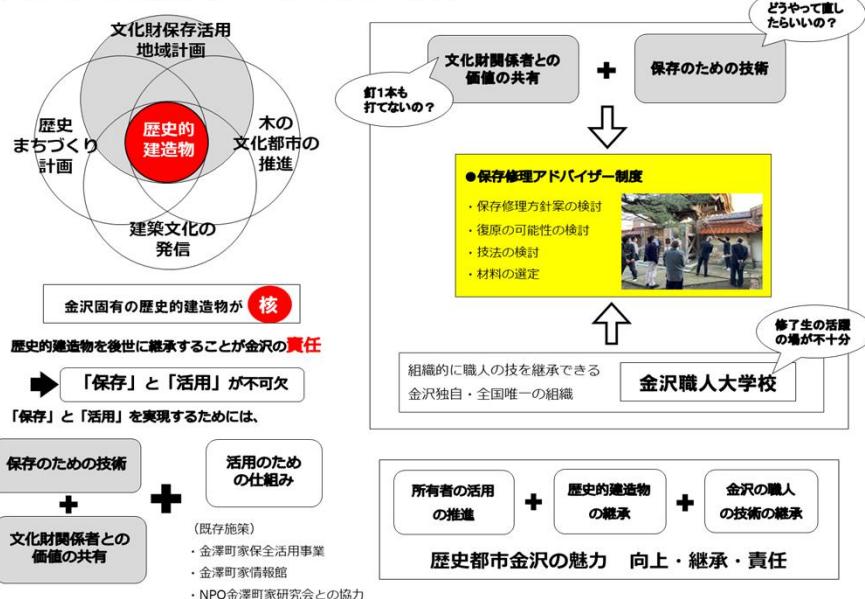
■ 以下の2事業を新たに追加します(合計60事業)

○歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業(1事業)

歴史的建造物保存修理アドバイザー制度

歴史的風致の核となる存在が歴史的建造物であり、その保存修理事業を実施するためには、復原方法や技法、材料の選定など細部における修理方針の検討が必要となることから、金沢職人大学校修了生の技術を活かし、修理方針を作成し、価値を維持向上させる保存修理事業につなげることが、歴史的風致の維持向上に寄与する。

歴史的建造物保存修理アドバイザー事業



○伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者育成に関する事業(1事業)

子ども文化体験ワールド開催事業

子ども達に金沢の多様な音楽文化や伝統・芸術文化に親しんでもらうための体験の場を提供し、本市の歴史と伝統を反映した文化を未来に引き継ぐための裾野を拡大し、継承します。





7 歴史的風致形成建造物の指定の方針

★ 金沢の歴史的風致を形成する重要な構成要素である建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを、歴史的風致形成建造物として指定します

■ 以下の3件の歴史的風致形成建造物を新たに追加します(合計43件)

番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
1 (41)	飯田家住宅主屋	令和4年 (2022) 12月20日	小立野5-5-15		金沢市指定 保存対象物 国登録有形 文化財(建造物)
2 (42)	飯田家住宅塀	令和4年 (2022) 12月20日	小立野5-5-15		金沢市指定 保存対象物 国登録有形 文化財(建造物)
3 (43)	越村邸	令和4年 (2022) 12月20日	兼六元町9-33		金沢市指定 保存対象物

※番号欄の()内は通し番号を表します

※歴史的風致形成建造物の指定基準

- ① 石川県指定文化財
- ② 金沢市指定文化財
- ③ 登録有形文化財、登録記念物及び
重要文化的景観保存のための建造物
- ④ 景観重要建造物、景観重要公共施設
- ⑤ 伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
(ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)
- ⑥ 以下の金沢市独自条例による建造物等
 - (1) 指定保存対象物
 - (2) こまちなみ保存建造物
 - (3) 保全用水
- ⑦ その他、特に市長が認める建造物
ただし、以下の条件を満たす建造物
 - 1)概ね50年以上経過したもの
 - 2)適切な維持管理が見込まれるもの
 - 3)所有者の同意が得られるもの

★ **歴史的風致形成建造物**とは
重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、
その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る
必要があると認められたもの(歴史まちづくり法第十二条)